

○災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して

給油を行うための仮取扱い実施計画書（例）

## 1 目的

震災等により周囲の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、自動車への給油等を行うために必要な事項を予め計画するものである。

## 2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

島根県安来市〇〇町〇〇番地〇 〇〇東側空地

## 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2, 0 0 0 m<sup>2</sup>

## 4 詳細レイアウト

別紙のとおり

## 5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類 第一石油類（ガソリン）	1 日最大 2 0, 0 0 0 L
第二石油類（軽油）	1 0, 0 0 0 L
（灯油）	1 0, 0 0 0 L

## 6 指定数量の倍数

1 1 0. 0 倍

## 7 貯蔵及び取扱方法

(1) 平時は必要な資機材を倉庫等に保管しておき、災害時に移動タンク貯蔵所の注入ホースと緊結した可搬式の給油設備を用いて、自動車への給油又は容器への注油を行う。

(2) 移動タンク貯蔵所 1 台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一油種とする。

また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動タンク貯蔵所のタンク室の 1 つは空室にしておく。

(3) 危険物を取り扱う場所は屋外とする。また、給油場所の位置は、危険物の規制に関する政令第 9 条第 1 項第 1 号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つものとする。

(4) 保有空地进行を 6 m 確保する。

(5) 第 5 種消火設備 1 0 型 A B C 粉末消火器 3 本を設置する。

(6) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵・仮取扱所」「危険物の類・品名・数量（倍数）」「火気厳禁」「給油中エンジン停止」

## 8 安全対策

(1) 給油設備は、危険物の規制に関する規則第 2 5 条の 2（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造のものとする。

(2) 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとする。また、架

台には車両の衝突を防止するためのポール等を設ける。

- (3) 給油場所は、コンクリート又はアスファルト等で舗装された平坦な地盤面に設けるものとし、給油設備及び移動タンク貯蔵所の設置場所を包含するように漏えい防止シートを敷くとともに、簡易の防油堤を周囲に設置する。また、危険物が流出した場合の応急資機材として、吸着マット等を用意する。
- (4) 給油場所及び保有空地における火気使用を禁止する。
- (5) 給油設備及び移動タンク貯蔵所のアースを確保する。この場合において、接地導線については、保有空地外に設置する。
- (6) 給油設備の電源は、保有空地外の発電機又は常用電源を用いる。
- (7) 危険物を取り扱う作業者は、静電安全作業服及び静電安全靴を着用する。
- (8) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (9) 危険物の流出、車両による事故、危険物取扱い作業中に余震等が発生した場合や、避難勧告が発令された場合は、状況に応じた応急措置を行うとともに、安全が確認できるまで給油等を行なわない。

## 9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立てて、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 給油業務を行う時間帯は、作業員が常駐し監視を行う。
- (4) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

## 10 その他必要な事項

給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させる。

● 仮貯蔵・仮取扱い詳細レイアウト (例)

(災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油等を行うための取扱い)

